

仕 様 書

1 売却物件

不用となった道路標識等の柱及び板・不用金属製品(鉄くず、アルミくず)

2 売却対象物件、数量

別紙のとおり

3 搬出条件等

(1) 売却物件の引渡し場所は、別紙指定の廃材置場とする。(各警察署の廃材保管場所において回収すること)

(2) 売却物件の積込及び搬出は請負者が行うものとする。

(3) 売却物件の積込及び搬出に伴い、その周辺における清掃その他維持管理は、その必要が生じた都度、請負者が負担するものとする。

(4) 搬出日時については事前に調整して決定する。

4 入札に参加を希望する場合、次の提出書類を期日までに提出すること。

(1) 提出書類

「産業廃棄物収集運搬業許可証」及び「産業廃棄物処分業許可証」の写し

(2) 提出先

愛知県警察本部 総務部会計課調度係

(3) 令和7年10月27日(月)から令和7年11月4日(火)までの間